

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	介護給付費財政調整交付金	事業開始年度	平成12年度	作成責任者		
担当部局庁	老健局	担当課室	介護保険計画課	古川夏樹		
会計区分	一般会計	上位政策	介護保険給付に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	介護保険法第122条、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令	関係する計画、通知等	介護保険事業計画、介護給付費財政調整交付金交付要綱			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・介護保険制度の安定的な運営を図るため、国庫負担を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各市町村間における介護保険の財政調整を行う。					
実施状況	1657保険者(1811市町村)(平成20年4月1日現在)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	313,957	327,295	347,973	365,222	383,392
	執行額	301,052	321,478	341,928		
	執行率	95.9%	98.2%	98.3%		
	総事業費(執行ベース)	6,160,047	6,418,176	6,956,128		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	介護保険制度では、介護保険法第197条の2により、毎月、各保険者から事業の実施の状況を報告する仕組みとされており、その内容は、給付費の状況だけではなく、第1号被保険者の数、認定者数、受給者数など事業の効果を把握することが可能なものとなっている。				
	見直しの余地	本事業により、介護保険制度の安定的な運営は図られているところであるが、今後とも適正な運営のための指導監査を行うとともに、更なる介護給付費適正化事業(地域支援事業)の推進に取り組む。				
予算監視の所見率化	本経費は介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の一部を国が負担し、各市町村間における財政調整を行うことで、介護保険制度の安定的な運営を図るものであり、必要不可欠な経費であることから、引き続き必要な予算規模を維持すべき					
補記						

別シート参照

介護給付費財政調整交付金

○介護保険給付の負担割合

- ・国…介護給付費財政調整交付金5%
給付費負担金施設20%、その他25%
うち給付費負担金施設15%、その他20%
- ・都道府県…施設17.5%、その他12.5%
- ・市町村…12.5%
- ・1号保険料…20%
- ・2号保険料…30%

国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料
給付費負担金				

平成20年度実績

厚生労働省
321,478百万円

〔法に基づき、国庫負担金等を交付〕

【交付】

A. 介護保険者(市町村)
321,478百万円

〔保険者として介護報酬を事業者へ〕

【審査支払業務の委託】

各都道府県国民
健康保険団体連合会

〔介護サービス事業所からの請求〕

【介護給付費明細書による請求に基づき支払】

介護サービス事業所

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて
補足する)
(単位:百万円)

A(近畿)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
保険給付費	介護保険給付	8,436			
審査費	国保連への審査支払い委託手数料	10			
計		8,446	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

(別紙)

支出先上位10者 一覧表

保険者(各市町村等) 上位10者

	支出先	金額(単位:百万円)
1	A(近畿)	8,446
2	B(近畿)	4,201
3	C(北海道)	4,196
4	D(近畿)	3,995
5	E(九州)	3,632
6	F(九州)	3,604
7	G(東海)	3,589
8	H(関東)	3,398
9	I(九州)	2,857
10	J(関東)	2,581